

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和元年9月19日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を変更する土地の区域

京都市南区西九条森本町，東九条南石田町，東九条南河辺町，上鳥羽勸進橋町，上鳥羽苗代町，上鳥羽南苗代町，上鳥羽角田町，上鳥羽仏現寺町，上鳥羽大柳町，上鳥羽大物町，上鳥羽花名，上鳥羽北花名町，上鳥羽南花名町，上鳥羽町田，上鳥羽塔ノ本，上鳥羽北塔ノ本町，上鳥羽南塔ノ本町，上鳥羽藁田，上鳥羽鴨田，上鳥羽大溝，上鳥羽石橋町，上鳥羽卯ノ花の各全部

京都市伏見区中島北ノ口町，横大路下三栖梶原町，横大路下三栖南郷の各全部

京都市中京区西ノ京星池町，西ノ京永本町，西ノ京原町，西ノ京東中合町，西ノ京西月光町，西ノ京銅駝町，西ノ京下合町，西ノ京南原町，西ノ京樋口町，西ノ京船塚町，西ノ京小倉町，西ノ京東月光町，壬生東高田町の各一部

京都市下京区中堂寺北町，中堂寺南町，中堂寺庄ノ内町，中堂寺栗田町，西七条東御前田町，西七条御前田町，西七条赤社町の各一部

京都市南区西九条柳ノ内町，西九条東柳ノ内町，西九条西柳ノ内町，西九条御幸田町，西九条東御幸田町，西九条菅田町，西九条仏現寺町，西九条高畠町，東九条柳下町，東九条南松田町，吉祥院嶋野間詰町，吉祥院嶋高町，吉祥院嶋出在家町，吉祥院嶋笠井町，吉祥院嶋檜山町，上鳥羽鉾立町，上鳥羽南鉾立町，上鳥羽尻切町，上鳥羽高畠町，上鳥羽菅田町，上鳥羽上調子町，上鳥羽北島田町，上鳥羽南島田町，上鳥羽堀子町，上鳥羽城ヶ前町，上鳥羽岩ノ本町，上鳥羽中河原，上鳥羽麻ノ本，上鳥羽奈須野町，上鳥羽火打形町，上鳥羽鍋ヶ淵町，上鳥羽清井町，上鳥羽金仏，上鳥羽馬廻，上鳥羽山ノ本町，上鳥羽塔ノ森上開ノ内，上鳥羽塔ノ森梅ノ木，久世殿城町，久世大藪町，久世築山町の

各一部

京都市右京区太秦安井辻ノ内町，太秦安井柳通町，太秦安井西沢町，山ノ内苗町，山ノ内西裏町，山ノ内池尻町，西院東中水町，西院南高田町の各一部

京都市伏見区北寝小屋町，北端町，毛利町，治部町，深草向川原町，深草勸進橋町，竹田向代町，竹田向代町川町，竹田流池町，竹田中内畑町，竹田西内畑町，竹田浄菩提院町，竹田松林町，竹田田中宮町，竹田鳥羽殿町，竹田真幡木町，竹田藁屋町，中島宮ノ前町，中島堀端町，下鳥羽但馬町，下鳥羽東芹川町，横大路芝生，横大路橋本，横大路千両松町，横大路下三栖辻堂町，横大路下三栖城ノ前町，横大路下三栖宮ノ後，横大路下三栖東ノ口町，横大路下三栖里ノ内，横大路下三栖山殿，横大路三栖池田屋敷町，横大路三栖泥町跡町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和元年9月19日から同年10月4日まで（ただし，土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までは除く。）

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.lg.jp）により提出してください。

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）